

年 月 日

（宛先）津市長

共同企業体の名称

共同企業体の構成員 所 在  
名 称  
代表者氏名

㊟

共同企業体の構成員 所 在  
名 称  
代表者氏名

㊟

今般連帯責任により貴市発注の令和元年度河川ス振継第2号 旧津市民プール跡地テニスコート整備工事を分担施工で行うため（共同企業体の代表者の名称）を代表者とする（異業種特定建設工事共同企業体の名称）を結成し、当該工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、この特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 工事の名称 令和元年度河川ス振継第2号 旧津市民プール跡地テニスコート整備工事
- 2 工事に関し構成員が受けている建設業許可の状況

構成員の名称	許可行政庁	許可番号	般・特	工種
				許可年月日
			(般・特)	工事
				年 月 日
			(般・特)	工事
				年 月 日
			(般・特)	工事
				年 月 日

- |      |                           |                    |                        |
|------|---------------------------|--------------------|------------------------|
| 添付書類 | 1 特定建設工事共同企業体（乙型）協定書の写し   | 6 配置予定技術者等届出書      | 11 配置技術者等の雇用関係が確認できる書類 |
|      | 2 特定建設工事共同企業体（甲型）協定書の写し   | 7 施工実績を証する書類       | 12 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し |
|      | 3 使用印鑑届                   | 8 各構成員の特定建設業許可証の写し | 13 宣誓書                 |
|      | 4 委任状                     | 9 各構成員の経審の写し       |                        |
|      | 5 特定建設工事共同企業体（乙型）構成員の状況調書 | 10 配置技術者の資格証の写し    |                        |

第2号様式（第6関係）

特定建設工事共同企業体（乙型）協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 津市発注に係る**令和元年度河川ス振継第2号 旧津市民プール跡地テニスコート整備工事**（同工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負に関すること。

（2） 前号に規定する事業に附帯する事業に関すること。

（名称）

第2条 当共同企業体は、□□□□異業種特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ◎◎◎◎特定建設工事共同企業体

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇建設

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、◎◎◎◎特定建設工事共同企業体の代表構成員の株式会社〇〇〇組〇〇支店を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 当企業体の構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約の内容の変更があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

土木工事 ◎◎◎◎特定建設工事共同企業体

建築工事 株式会社〇〇建設

2 前項に規定する分担工事の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、

請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引を行うものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

(建設工事の途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の途中において破産し、又は解散した場合には、残存構成員が共同連携して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかし等があったときは、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

◎◎◎◎特定建設工事共同企業体及び株式会社〇〇建設は、上記のとおり□□□□異業種特定建設工事共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

◎◎◎◎特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社〇〇〇組〇〇支店

支店長

〇〇〇〇

印

株式会社〇〇建設

代表取締役

〇〇〇〇

印

第2号様式別紙

特定建設工事共同企業体（乙型）協定書第8条に基づく協定書

津市発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書（乙型）第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

土木工事	◎◎◎◎特定建設工事共同企業体	〇〇円
建築工事	株式会社〇〇建設	〇〇円

◎◎◎◎特定建設工事共同企業体外1社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

◎◎◎◎特定建設工事共同企業体  
代表構成員 株式会社〇〇〇組〇〇支店

支店長 〇〇〇〇 (印)

株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇〇〇 (印)

※本協定書は、本工事の請負者となり、各工事の分担工事額を確定させてから作成してください。

第3号様式（第6関係）

特定建設工事共同企業体（甲型）協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 津市発注に係る令和元年度河川ス振継第2号 旧津市民プール跡地テニスコート整備工事のうち土木工事（同工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負に関する事。

（2） 前号に規定する事業に附帯する事業に関する事。

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和○○年○○月○○日成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地 株式会社○○○組○○支店

○○県○○市○○町○○番地 株式会社○○土建

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、株式会社○○○組○○支店を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約の内容の変更があつても、当該割合に変更はないものとする。

株式会社○○○組○○支店 ○○%

株式会社○○土建 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当

企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事の完成後、建設工事について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の途中において、前項の規定に基づき脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定に基づき構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(建設工事の途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかし等があったときは、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

株式会社〇〇〇組〇〇支店及び株式会社〇〇土建は、上記のとおり◎◎◎◎特定建設工事共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

株式会社〇〇〇組〇〇支店

支店長

〇〇〇〇

Ⓜ

株式会社〇〇土建

代表取締役

〇〇〇〇

Ⓜ

第4号様式（第6関係）

使 用 印 鑑 届

社 印

代表者印

使用印

上記の印鑑を入札及び見積りの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体代表者  
所 在  
名 称  
代表者氏名

⑩

委 任 状

受任者

印

私は、上記の者を代理人と定め、津市が発注する令和元年度河川ス振継第2号 旧津市民プール跡地テニスコート整備工事に係る次の権限を委任します。

- 1 異業種特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積り及び入札に関する一切の権限
- 3 前項の権限に関し復代理人を選任する権限
- 4 工事請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 5 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 6 その他前各項に付随する一切の権限

年 月 日

委任者

印

委任者

印



特定建設工事共同企業体（乙型）構成員の状況調書

1 共同企業体（乙型）の名称 異業種特定建設工事共同企業体

2 成 立 日 令和 年 月 日

3 存続期間 特定建設工事共同企業体（乙型）協定書第4条

4 建築工事を分担する構成員の名称 \_\_\_\_\_

5 土木工事を分担する構成員の名称 特定建設工事共同企業体

(1) 成 立 日 令和 年 月 日

(2) 存続期間 特定建設工事共同企業体（甲型）協定書第4条

(3) 構成員の名称及び出資比率

代表構成員名 \_\_\_\_\_ %

第2構成員名 \_\_\_\_\_ %

6 構成員経営状況調

分担工事		土木工事		建築工事
		代表構成員	第2構成員	—
自己資本額（千円）				
営業年数				
業 種		土木一式	土木一式	建築一式
技術者数	1級技術者数			
	2級技術者数			
	その他技術者数			
年間平均工事高（千円）				
総合評定値				

※ 「6 構成員経営状況調」については、審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の数値を記載すること。なお、技術者数、年間平均工事高及び総合評定値については当該業種に係る数値を記載すること。

## 配置予定技術者等届出書

- 土木工事を分担する構成員

1 代表構成員名 ( )

配置予定技術者等 (代表構成員)	現場代理人	①氏名	
		資格	
		②氏名	
		資格	
	監理技術者 (土木)	①氏名	
		資格	
		②氏名	
		資格	

2 第2構成員名 ( )

配置予定技術者等 (第2構成員)	主任技術者 (土木)	①氏名	
		資格	
		②氏名	
		資格	

- 建築工事を分担する構成員

構成員名 ( )

配置予定技術者等	監理技術者 (建築)	①氏名	
		資格	
		②氏名	
		資格	

※配置予定技術者等の資格及び雇用を確認できる書類を添付すること。

※配置予定技術者等は各構成員ごとに2名まで申請できることとする。なお、契約締結時に申請したいずれかのものを配置すること。

※現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

# 施工実績届出書

令和 年 月 日

住所(所在地)

商号(名称)

代表者氏名

㊞

工事 名称 等	工 事 名	
	工 事 場 所	
	発 注 者 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	受 注 形 態 等	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
工事 概要 等	工 法 等	

※ 公告2(4)イ(カ)の施工実績について記載すること。

※ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

※ コリンズ等の写しを添付すること。

（工事内容の確認のため仕様書・図面の一部(写し)を添付すること。）

宛先 津市長

特定建設工事共同企業体（乙型）名 異業種特定建設工事共同企業体

土木工事を分担する構成員

特定建設工事共同企業体（甲型）名 特定建設工事共同企業体

所在地

代表構成員 商号（名称）

代表者氏名

印

所在地

第2構成員 商号（名称）

代表者氏名

印

建築工事を分担する構成員

所在地

商号（名称）

代表者氏名

印

## 宣誓書

令和元年度河川ス振継第2号旧津市民プール跡地テニスコート整備工事に係る入札に当たり、下記のことについて事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えていること。
- 3 要領第4条第2項各号の一に該当しないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 5 特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。

## 施工計画書の取り扱いについて

入札参加申込み時に提出の施工計画書については、公文書として保管し、情報公開の対象となります。

施工計画書の計画工程表の作成に当たっては、議決日の関係から工事の開始日を令和元年9月27日以降としてください。

令和 年 月 日

## 施工計画書（事前審査用）

（あて先）津市長

異業種特定建設工事共同企業体名

代表者

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

㊞

施工計画書（事前審査用）について（提出）

標記のことについて、下記工事の入札参加資格の認定を受けるため提出いたします。

記

工事名 令和元年度河川ス振継第2号 旧津市民プール跡地テニスコート整備工事

- 提出書類
- (1) 工事概要
  - (2) 計画工程表（予定）
  - (3) 現場組織表（予定）
  - (4) 施工方法（予定）
  - (5) 交通管理（予定）

## (1) 工事概要

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 工期

エ 工事内容

## (2) 計画工程表

※ 工事の施工順序及び所要時間等を示し、工期全体を把握できる実施工程表を添付してください。



### (3) 現場組織表

三重県公共工事共通仕様書等を参考に、施工現場における組織の編成、命令系統、構成員の役割、業務分担等を明確にした現場組織表を作成してください。

記載に当たっては、全ての構成員の配置予定技術者等の役割及び氏名を記載すること。

## (4) 施工方法

本工事の施工順序を記述するとともに、その中の主要工種については、施工方法を簡略に記述してください。

その他、地元への周知方法及び苦情に対する処置方法についても必要に応じて記述してください。

## (5) 交通管理

ア 交通安全対策

イ 運搬経路図及び交通安全施設図

図面等を添付してください。